

第217回埼玉県都市計画審議会

平成23年10月24日午後4時03分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

○事務局 それでは、定刻を過ぎましたので、第217回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

はじめに、委員の出席状況について御報告申し上げます。現在21名の方の御出席をいただいておりますので、2分の1以上の定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしましたことを御報告申し上げます。

ここで本日の資料の確認をさせていただきます。事前にお配りいたしました資料といたしまして、配付資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、議案書、資料、参考資料、参考配付資料でございます。加えて本日、机の上にお配りいたしましたのが、次第、座席表、埼玉県都市計画審議会関係資料及び本日現在での委員名簿でございます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 なお、本会議は公開が原則のため、資料にあります意見書の個人情報に関する部分は黒く塗らせていただいておりますので、御了承ください。

続きまして、委員の皆様を御紹介させていただきます。

埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に規定する学識経験者の委員として、弁護士の石川和子様でございます。

○石川委員 よろしくお祈いします。

○事務局 東京国際大学教授の松村敦子様でございます。

○松村委員 よろしくお祈いします。

○事務局 筑波大学大学院教授の谷口守様でございます。

○谷口委員 よろしくお祈いします。

○事務局 早稲田大学教授の後藤春彦様でございます。

○後藤委員 よろしくお祈いします。

○事務局 埼玉県農業会議副会長の田端講一様でございます。

○田端委員 田端です。よろしくお祈いします。

○事務局 埼玉県商工会議所連合会副会頭の久保敏三様でございます。

○久保委員 よろしくお祈いします。

○事務局 浦和大学特任講師の井岡由美子様でございます。

○井岡委員 よろしくお祈いします。

次に、同第2号に規定する関係行政機関の委員として、関東農政局長の宮坂亘様でございます。

- 村松代理 代理で参りました村松と申します。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 関東運輸局長の神谷俊広様でございます。
- 星野代理 代理で参りました星野でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 関東地方整備局長の下保修様でございます。
- 辻代理 代理で参りました辻でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 続きまして、第4号に規定する県議会議員の梅澤佳一様でございます。
- 梅澤委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 小林哲也様でございます。
- 小林委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 中村健様でございます。
- 中村委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 奥ノ木信夫様でございます。
- 奥ノ木委員 奥ノ木です。
- 事務局 神谷裕之様でございます。
- 神谷委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 岡重夫様でございます。
- 岡委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 西山淳次様でございます。
- 西山委員 どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局 江野幸一様でございます。
- 江野委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 次に、同第5号に規定する市町村の議会の議長を代表して、滑川町議会議長の田幡宇市様
でございます。
- 田幡委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 続きまして、同条例第3条第1項に規定する臨時委員として、埼玉県警察本部長の横山雅
之様でございます。
- 落合代理 代理で参りました落合と申します。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 同第2項に規定する専門委員として、トヨタホームあおい株式会社代表取締役社長の前田
一彦様でございます。
- 前田委員 前田でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 次に、同条例第2条第1項第3号に規定する市町村長を代表する委員として、新座市長の
須田健治様でございますが、少し遅れるという御連絡がありましたので御紹介させていただきます。
また、本日は御出席いただいておりますが、市町村長を代表する委員として、ときがわ町長の

関口定男様、市町村の議会の議長を代表する委員として川口市議会議長の篠田文男様、臨時委員として関東財務局長の居戸利明様、関東経済産業局長の照井恵光様に御就任いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

今年度、最初の審議会でもありますので、ここで幹事・事務局として臨席している職員を代表いたしまして岩崎都市整備部長からごあいさつを申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 皆さんこんにちは。委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、第21回埼玉県都市計画審議会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。また、本県の都市計画行政の推進に当たりまして、格別の御指導、御支援をいただいておりますことにあわせて御礼を申し上げる次第でございます。

今回の審議会につきましては、審議会委員の皆さんの改選がございましたけれども、新たに御就任いただきました委員の皆様方には快くお引き受けをいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本県の都市計画を取り巻く課題でございますけれども、これは全国的にといいますか、人口減少、超高齢社会の到来というものが挙げられます。本県の人口でございますが、平成22年、716万人、平成32年には723万人になりますが、その後減じまして、平成42年には703万人になるという推測も出ております。それから、高齢化率につきましては、平成22年19.6%、平成32年26.7%、平成42年29.3%と結構早いスピードで高齢化率が高まってくる、そのようになっております。県ではこれらを踏まえまして、これらに対応したまちづくりをどう進めるかということで、まちづくり埼玉プランというのを定めております。この中では今後の将来像といたしまして、「みどり輝く生きがい創造都市、暮らし続けるふるさと埼玉の実現」ということで、これを目標にするわけでございます。この中には3つの柱がございます。1つは都市と自然、田園との共生、2つ目は地域の個性ある発展、それから3つ目にコンパクトなまちの実現ということで、今後この3つの柱を中心にまちづくり施策を展開してまいりたいというふうに考えております。今後とも魅力と元気にあふれた田園都市づくりの実現を目指してまいりますので、引き続き委員の皆様方の御指導、御支援をお願い申し上げます。簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○事務局 続きまして、任期満了に伴い現在会長が不在となっております。慣例によりまして学識委員の中で最年長の大久保敏三様に臨時議長として会長選出の労をおとりいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（大久保） ただいま臨時議長に御指名をいただいた大久保でございます。しばらくの間、臨時議長を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。恐縮でございますけれども、座って進行させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ただいまから埼玉県都市計画審議会会長の選出を行いたいと存じます。会長の選出につきまして

は、埼玉県都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、学識経験者の委員の中から委員の互選によって定めることになっております。どなたか御推挙はございますでしょうか。

○松村委員 大変僭越ではございますが、推薦させていただきたいと思っております。筑波大学大学院教授でいらっしゃる谷口委員を推薦させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（大久保） ただいま谷口委員さんを委員長にということの御推挙がございました。谷口委員さんをお願いをしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（大久保） ありがとうございます。

それでは、都市計画に精通をされておられます筑波大学大学院教授の谷口委員さんをお願いをいたしたいと存じます。御協力ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、谷口委員さん、会長席にお移りいただきまして、新会長としてのごあいさつをちょうだいいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔臨時議長、会長と交代〕（拍手）

○会長（谷口） ただいま御推薦いただきました筑波大の谷口でございます。私、このような大変光栄な、また大変埼玉県の都市行政で重要な役を担わせていただきまして、大変ありがたく思っております。埼玉県は昔から都市計画で埼玉方式とか、それから近年では駅を中心としたまちづくりとか、東京の都市開発力が非常に強いにもかかわらず、いろんな試みを頑張ってやってこられております。いろんなこれからも高齢化とか人口減少とか問題発生するとは思いますが、ここにいらっしゃる皆様のお知恵をいただきながら、都市計画の行政の少しでもサポートになればと思っておりますので、頑張って務めてまいりたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。（拍手）

○事務局 ありがとうございます。

次に、審議会条例第4条第3項の規定によりまして、谷口会長から会長職務代理者の指名をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

○会長（谷口） それでは、私から会長職務代理者につきまして指名をさせていただきます。会長職務代理者には、先ほど臨時議長として円滑な議事運営を進めていただきました大久保委員さんをお願いしたいと思います。御了承いただけますでしょうか。

○大久保委員 はい。

〔「異議なし」と言う者あり〕（拍手）

○会長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、会長職務代理者は大久保委員さんをお願いするということで、よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

この後は審議会条例第5条第1項の規定によりまして、谷口会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（谷口） 了解いたしました。

本日は委員の皆様方には大変御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。皆様の御協力をいただき、審議は慎重かつ効率的に進めてまいりたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、最初に会議録の署名委員をお願いしないといけないのですけれども、この審議会の運営規則の第5条第2項の規定によりまして、私から指名させていただくということでよろしく願いいたします。

それでは、今回の署名委員でございますが、石川委員さん、梅澤委員さん、よろしく願いいたします。

次に、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取り扱い要綱に基づき、原則公開となっております。私といたしましては本日は非公開にすべきと思う案件はございませんが、皆様の御意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、本日の審議会はすべて公開という形で進めさせていただきたいと思えます。

ということで傍聴者の方いらっしゃいますでしょうか。

それでは、ここで傍聴者の方の入場を許可いたしますので、お願いいたします。

〔傍聴者入場〕

○議長（谷口） もう少々お待ちください。まだいらっしゃるようですので。皆さん着席いただきましたね。

議事に入ります前に、傍聴者の方に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りいたしました、傍聴要領というのがございます。それをよく読んでいただいて遵守していただきたいというふうに思います。この傍聴要領に反する場合は退場していただくこととなりますので、よろしく御了解をお願いいたします。

あと記者さんがいらっしゃいますので、ただいまより写真撮影などございましたら、どうぞ今の時間をお願いいたします。特にございませんか。オーケーということですね。

それでは、ただいまより第217回埼玉県都市計画審議会の議事に入らせていただきます。

本日は、お手元の資料にございますとおり議案の4948号、さいたま都市計画道路の変更についてなど、都市計画法に基づく本来の諮問案件4件と土地区画整理法及び建築基準法の規定に従い本都市計画審議会に付議する案件6件の合計10件の議案について御審議をお願いするものでございます。

それでは、まず最初に順番どおり都市計画法に基づく審議といたしまして、議案4948号「さいたま都市計画道路の変更について」を議題にいたします。

幹事の方、議案の説明をお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の戸井原でございます。

本日の議案の説明につきましては、議案書のページを参考までにお伝え申し上げますが、内容につきましては、前方のスクリーンで説明をさせていただきますので、前方のスクリーンを御覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。

○議長（谷口） どうぞおかけになって。

○幹事（都市計画課長） では、恐縮ですが、着席して説明させていただきます。

それでは、議第4948号「さいたま都市計画道路の変更について」を説明させていただきます。

議案書は5ページから9ページでございます。本議案は赤の点滅で示しておりますさいたま市の3・3・16号田島大牧線と3・6・30号浦和西口停車場線の変更の案件でございます。変更いたします箇所は赤の点滅で示しておりますJR浦和駅西口周辺でございます。

田島大牧線は大谷場高木線を起点といたしまして、浦和駅の南側を經由し一般国道463号に至ります延長約8.5キロ、4車線、幅員25mの道路でございますが、浦和駅西口駅前広場に接続する延長約50mの枝線が設けられております。浦和西口停車場線は浦和駅西口を起点といたしまして、埼玉県庁の南側を經由し田島大牧線へ至る延長約2km、2車線で幅員11mの道路でございます。今回はこの2路線の浦和駅西口周辺につきまして変更するものでございます。これは浦和駅西口南高砂地区のまちづくりに際しまして交通体系を再検証いたしました結果、田島大牧線につきましては、浦和駅西口駅前広場への交通の流入を軽減する目的で、さいたま市が田島大牧線と浦和西口停車場線を結ぶ都市計画道路を新たに定めますことから枝線を廃止いたしまして、この路線の延長を8,510mから8,460mに変更するものでございます。また、浦和西口停車場線につきましては、駅前広場と浦和駅西口南第三地区の間の歩行者の動線を確保するために、歩行者デッキで直結させますことから、駅前広場の形状を変更いたしまして面積を1万900㎡から1万1,600㎡に変更するものでございます。

以上、説明いたしました田島大牧線及び浦和西口停車場線につきましては、都市計画法第17条第1項の規定に基づきまして、平成23年7月12日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第18条第1項の規定に基づきまして、さいたま市に対しまして本議案について意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（谷口） もしございませんようでしたら、この議案このままオーケーということになりますけれども、特に御反対等ございませんようですので、これで採決させていただきます。

原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

ここで臨時委員の埼玉県警察本部長様におかれましては、審議案件本件のみということで終了いたしましたので御退席となります。どうもありがとうございました。

〔埼玉県警察本部長退席〕

○議長（谷口） それでは、引き続き次の案件に進めさせていただきます。

議案の第4949号「東松山都市計画道路の変更について」を議題にさせていただきます。

引き続き幹事の方、議案説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、恐縮ですが、座ったまま説明をさせていただきます。議第4949号「東松山都市計画道路の変更について」を説明させていただきます。

議案書は11ページから15ページでございます。本議案は、図面の赤の点滅で示しております東松山市の3・5・13号第一小学校通線の変更でございまして、変更いたします箇所は赤の点滅で示しております東武東上線東松山駅の南側でございます。この路線は県道行田東松山線を起点として、東松山駅東口を經由いたしまして市の川通線へ至ります延長約2.4km、2車線で幅員15mの幹線街路でございます。市道第6113号線の交差点から東松山駅東口駅前広場までの事業の着手に先立ちまして道路構造を再検証いたしました結果、東武東上線の東西を結んでおりますこの市道第6113号線が既に拡幅整備されましたことによりまして、この都市計画道路から市道第6113号線に右折をして踏切を渡る交通が増えましたことから、より安全で円滑な交通処理のためにこの都市計画道路に右折車線の設置に必要な区間の幅員を拡幅するものでございます。

以上、説明させていただきました第一小学校通線の変更につきまして、平成23年7月19日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、東松山市に対して本議案について意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします

が、いかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） 右折レーンが要るということですね。特に御質問等なければ原案どおりに決定ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） ありがとうございます。

それでは、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、4950号「川越都市計画道路の変更について」、4951号も同じところでございますので、「川越市の都市計画用途地域の変更について」の2議案につきまして一括で議題に上げさせていただきます。

それでは、引き続き議案説明を幹事さんお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、この2議案を一括して説明させていただきます。

議案書は17ページから29ページでございます。この2議案は赤の点滅で示しております川越市の都市計画道路とその沿道の用途地域の変更についてでございます。変更いたします箇所は赤の点滅で示しております東武東上線新河岸駅周辺でございます。現在新河岸駅の出入り口は駅の南側の西口に1カ所でございますが、このたび駅の橋上化に合わせまして駅の北側に東西を連絡いたします自由通路と東西の出入り口を設置し、南側の出入り口を廃止するという計画が確定いたしました。この計画に合わせまして駅周辺の利便性の確保と活性化を目的といたしまして、都市計画道路と用途地域の変更をあわせて行うものでございます。

まずはじめに、都市計画道路の変更を説明させていただきます。変更いたします都市計画道路は2路線ございまして、駅の西側の3・4・15号新河岸駅前通線と駅の東側の3・4・16号寺尾大仙波線でございます。新河岸駅前通線は、国道16号を起点といたしまして国道254号などと交差をして新河岸駅の西口に至ります延長約3.2キロ、幅員16mの幹線街路でございます。また、寺尾大仙波線は外環状線を起点といたしまして、JR川越線を横断し川越駅南古谷線に至る延長約2.8km、幅員16mの幹線街路でございます。

まず、新河岸駅前通線でございますが、駅の交通結節点としての機能向上を図るために新河岸駅に新設されます自由通路の位置に合わせて、面積約3,200㎡の西口駅前広場を新たに設置いたします。また、その位置に合わせて道路の線形を変更いたしますとともに、延長を約3,170mから約3,100mに変更するものでございます。

なお、今回の変更に合わせて、この路線の名称を呼びやすくするため新河岸駅前通り線に変更するものでございます。

次に、寺尾大仙波線につきましては、川越市でこの自由通路の整備に合わせて東口にも駅前広場を設置し、駅前広場と寺尾大仙波線まで結びます都市計画道路を新たに都市計画決定いたしま

すことから、その交差点部に新たに右折レーンを設けるために一部区間の幅員を変更するものでございます。また、平成10年11月の都市計画法施行令の改正によりまして、都市計画道路につきましては車線数も定めることとなっており、あわせまして今回この2路線の車線数を2と決定するものでございます。

次に、用途地域の変更について説明させていただきます。スクリーンで赤い色で点滅している区域が変更する箇所でございます。まず、今回駅前広場の設置に伴いまして、近隣商業地域、ピンクで塗られている場所ですが、近隣商業地域をこの路線、旧路線の沿道から駅前広場周辺に集約いたします。

次に、変更いたします都市計画道路新河岸駅前通り線の沿道については、駅前通りの沿道にふさわしい店舗などが立地できるように第二種住居地域に変更いたしますとともに、国道254号までの街並みが連続いたしますよう、あわせて第二種住居地域で統一するものでございます。

以上、説明いたしました都市計画道路及び用途地域の変更につきましては、平成23年8月5日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、川越都市計画区域を構成いたしております川越市、日高市、川島町に対しまして意見を照会いたしましたところ、いずれも賛成との回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○江野委員 1点お伺いいたします。駅前広場なのですが、3,200㎡というちょっと少なめの面積なのですが、とらえ方、考え方を、駅広の、教えていただければと思います。

○幹事（都市計画課長） 現在の駅前広場の面積の算定に当たりましては、国の算定式がございまして、それに当てはめて計算をさせていただいたというところでございます。また、当然その計算過程ですと端数等出ますけれども、それにつきましては駅前広場自由通路の使い勝手のいい形状にするために、その辺の端数は整理をさせていただいているという状況で、駅前広場の面積を決定させていただいております。

○議長（谷口） はい、どうぞ。

○江野委員 非常に3,200というのは狭い面積なので、現実的に今の車の状況と合わないのではないかという気がするんですが、県としてはどういう方向でこういう駅広の整備を進めていこうと考えているのか教えていただきたいと思います。

○幹事（都市計画課長） この図面の駅前広場の部分の拡大図がありますか。新河岸駅の西口の部分の駅前広場の計画図になっております。基本的にはループになって駅前で乗降して、また駅前通り

線に戻っていくというルートになっております。大型バスも駐停車して乗降ができること、あとタクシーその他が、あるいは送り迎えの方が車を停車して乗降できるような状況になっております。なお、上部のほうに少し出張った形で障害者の方たちが安全に乗降できるようなエリアを設けてございます。算定式のほかにこうした形ですべてバスも円滑に通行、あるいは乗降できるような形で設計をしております。他の駅前広場につきましてもすべて同様な考え方でございまして、あとは利用者の数、乗降客の数、その他バスの運行本数、そういうものに応じまして、それぞれ適切に計算を行って計画をしているという状況でございます。

○議長（谷口） よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問等ございませんようですので、この2つの4950号及び4951号の議案に関して一括して採決を行いたいと思います。

原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

以上で都市計画法にかかわる審議は終了ということになります。

次は、土地区画整理法に基づく議案の第4952号ですね、「富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業の事業計画の変更に係る意見書について」を議題にさせていただきます。

担当幹事は議案説明をお願いいたします。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課長の渡辺でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。資料がございますので、着席して御説明させていただきます。

それでは、議第4952号「富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業の事業計画の変更に係る意見書について」御説明申し上げます。

議案書は31から35ページとなっております。富士見市が施行します本事業の事業計画変更を平成23年2月15日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、権利者629名のうち1通1名の方から意見書の提出がございました。このため本議案は土地区画整理法の規定により、事業計画の変更に係る意見について、採択すべきであるか、採択すべきでないかを御審議願うものでございます。

それでは、事業の概要について御説明させていただきます。本事業は、東武東上線の鶴瀬駅西口に面した施行面積が約22.5haの赤く着色した区域でございます。本地区は、平成4年度に事業着手し、平成22年度末の進捗率は約75%となっております。今回の事業計画変更の主な内容でございます。特11-1号線を歩行者専用道路から自動車の通行が可能な区画道路に変更すること、資金計画

の見直し、施行期間の延長でございます。

それでは、意見書の内容につきまして御説明申し上げます。意見書の写しは資料にありますが、その要旨を参考資料にまとめてございます。前方のスクリーンを御覧いただきたいと存じます。

はじめに、意見1、「特11—1号線を自動車通行可能にすることは、通過車両による振動で大変な被害を受けるとの地元住民の意見を無視することになり反対である」という御意見でございます。

これに対する見解でございます。本路線は事業着手前から駅へのメインルートとして利用されていた道路の一部を区画道路として位置づけしたものでございます。現計画では駅前広場に直接流入する交通量を減らすため歩行者専用道路としておりましたが、利用者から車両を通行可能にしてほしいとの要望がございました。このような中、平成22年4月に本事業により整備された鶴瀬駅西通り線の開通、赤で示してございます、によって本路線の交通量は大幅に減少しております。また、計画では、特11—1号線から駅前広場に直接アクセスできない交通規制とするため、問題は生じないと判断してございます。

次に、意見2、「平成22年4月の駅通り線の開通に伴う暫定的な交通体系が、なぜ今になって最良と判断されたのか」との御意見でございます。

市では鶴瀬駅西通り線の開通に伴い、赤で示してございます、駅前の交通誘導を次のように変更いたしました。1、駅前広場の車両動線を一方通行に変更すること。2、特11—1号線と鶴瀬駅西通り線の交差点を左折のみとすること、青で示してございます。これを約1年間にわたり検証した結果、安全性が確認され警察協議も調ったことから行うものでございます。

次に、意見3、「残り20%に6年、施行期間を延長することは、延ばし過ぎではないか。各年度の実施事項を明確にしてほしい」との御意見でございます。

見解でございます。残りの事業内容、事業費などを精査した結果、施行期間を平成23年度から5年間延長することが必要になったものでございます。各年度の事業内容につきましては、引き続き区画整理だよりなどを活用して広報するとともに、要請があれば個別にも対応していくものでございます。

次に、意見4、「保留地処分金は約10年間で土地の価格が約3分の1となっており問題だ。資金計画における各年度の保留地処分金の妥当性を明確にすべきである」との御意見でございます。

過去の保留地の処分実績及び平成21年3月の鑑定価格をもとに算出した結果、約3分の1に減額変更となっておりますが、まず事業内容の見直しによって支出を削減し、また同時に市の負担金を増やすことで事業の進捗を図る計画となっております。今後とも、市では各年度の事業の進捗に合わせて適切に保留地を処分してまいります。

なお、事業計画の変更にかかわらないと思われる意見につきましても、参考資料の最後のページにまとめてございます。

意見書を提出された方に対しましては、市では今後も引き続き事業に対する御理解と御協力が得

られるように努めていくとのことでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

ただいまのご説明に関しまして、御意見、御質問等あれば、まずいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

では、私から確認なのですが、駅前広場の一方通行化というのは最初はプランされていなかったということですか。そういうことですね。

○幹事（市街地整備課長） 最初は考慮してございませんでした。

○議長（谷口） それの交通量の変化、これとセット、一緒に周りの変更をいろいろ考えられたと理解していいですか。

○幹事（市街地整備課長） 区画道路、特11—1号線の交通量が激減したということ、それと鶴瀬西通り線の開通に伴って、どのように交通が変化するか等々総合的にかんがみて、警察当局の指導によって一方通行を暫定的に1年間実施した結果、安全上問題がなかったということでございます。

○議長（谷口） わかりました。

どうぞ。

○後藤委員 質問させていただきたいのですが、この特11—1、紫色に塗られた道路は現在は対面通行なんですか。

○幹事（市街地整備課長） 対面通行になっております。

○後藤委員 要は私の質問の意図は、駅広からこの右斜めにおりてくる入り方はできるわけですね。

○幹事（市街地整備課長） はい。対面通行になってございます。その理由はでございますね、もし青で矢印が書かれているように一方通行にしますと、駅から図面でいう下のほうに向かう場合に、その矢印でずっとおりてきますと、その交差点を左折する、駅から、駅前広場から下に向かって左折する方向の交通需要が出てきまして、その交差点が非常に線形が悪いものですから、それであれば相互通行ということで11—1号線を利用すべきではないかというふうに考えてございます。

○後藤委員 今の交通量はどうなのでしょう。駅広から斜め右下におりてくる流れというのはかなりあるのでしょうか。

○幹事（市街地整備課長） 交通量でございますが、まず双方向の交通量でございますが、特11—1号線ですが、鶴瀬駅西通り線が整備される前は、これ8時間当たりの交通量なんです、3,666台ございました。それが鶴瀬駅西通り線が整備されたことによりまして846台ということで8割減少してございます。そのうちただいま御質問がございました駅から、右斜め下におりていく交通量、それにつきましては684台ということでございます。

○後藤委員 ちょっと私自身現場を存じ上げないので何とも言いようがないんですけども、確かにそこ車とめてしまった場合に、少し南というんですかね、下に下がったところの鋭角の交差点のところ

の処理が負担が大きくなるというのは容易に想像できて、今のお話ですと仮に車をとめた場合、そこに684台の負荷が今度はおかってくるというわけですね。ですからその安全性との問題なんだろうなというふうにも思っていて、今の御説明のときはその交差点のお話になかったのであれなんですけども、そこがちょっと私土地カンがなくて何とも言いようがないんですけども、一つのポイントなのかなというふうに思いました。

○幹事（市街地整備課長） 現場の写真を撮ってございますので、写真を出させていただきます。これは駅の方角を見た特11号一1の道路でございます、区画道路といいながら、11mという広幅員な道路になっておりますので、右側を見ますと駐車場の利用なんかがございます、ちょっと一方通行にするのは無理があるかなというように考えてございます。

○後藤委員 逆に言うと歩行者優先の道路にしても商業がどれだけはりつくかということでしょうね。

○幹事（市街地整備課長） 今回の区画整理で歩道幅員をさらにふやしてございますので、歩行者の方々に対する配慮につきましてもしてございます。

○議長（谷口） 道路の設計の断面の仕方によってはいろんな工夫はできるかと思うんですけども、そういうのもあわせてお考えされているという今の御説明なのかなと思うんですが、ほかにはいかがでしょうか。この部分だけではなくてほかの部分でも結構でございますので、御意見、御質問等がございましたら引き続きお願いいたします。いかがでしょうか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（谷口） よろしいですか、御質問ございませんか。

それでは、ここでは最初にこのスライドで御説明いただいたように採択すべきか、採択すべきでないかということの採決をとるという形になります。ということでそれを委員の皆様にはお決めいただくということになるんですけども、ここでその採決をとらせていただきたいと思います。

それでは、今の4952号の議案につきまして採決をいたします。

まず、採択すべき意見書の意見があるという御意見の方は挙手をお願いできますでしょうか。

〔挙手なし〕

○議長（谷口） 挙手された方いらっしゃいませんので、挙手者ゼロということでございますので、本案につきましては採択すべきでないという判断になります。ということで、これが採決結果ということになります、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、次の議案に進めさせていただきます。

ここからは建築基準法に基づきまして敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議する議案になります。

まず、議案第4953号でございますが、「蓮田都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題にいたします。

幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（建築安全課長） 建築安全課長の能見でございます。

これから御審議いただきます5議案につきましては、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づきまして、産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関するものでございます。着席して説明させていただきます。

前方のスクリーンを御覧いただきたいと思っております。まず、各議案の説明の前に建築基準法51条について御説明いたします。都市計画区域内において産業廃棄物処理施設などの新築等を行う場合には、都市計画でその敷地の位置が決定していることが必要でございます。ただし特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合につきましては立地が可能となります。特定行政庁である許可権者は、その施設の位置に応じまして、狭山市など11市につきましてはそれぞれの市長、11市以外につきましては埼玉県知事となります。この許可に当たりましては、都市計画を定める場合と同様に、施設の種類に応じて産業廃棄物処理施設につきましては県の都市計画審議会、また一般廃棄物処理施設等につきましては市町村都市計画審議会の議を経るということになっております。これから御審議いただきます5議案は、産業廃棄物処理施設に関しまして敷地の位置の都市計画上の支障について御審議をお願いするものでございます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。議第4953号「蓮田都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を御説明させていただきます。

議案書は38ページから41ページとなっております。敷地の位置は白岡町でございます。その位置について御説明させていただきます。画面中央の赤く塗りつぶした位置でございます。JR宇都宮線新白岡駅から南西に2.2km地点の工業専用地域内に位置しております。拡大図を御覧ください。敷地の位置は赤く塗られた白岡町大字篠津字立野854番1ほか2筆でございます。ペットボトルなどの廃プラスチック類の破碎施設を新たに設置するものでございます。

なお、1級河川星川より北側は久喜市となっております。

車両の進入路につきましては、敷地の南側の町道115号線を利用する計画でございます。

続きまして、施設配置について御説明いたします。画面左側が車両の出入り口となります。幅員16mの町道115号線でございます。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は1,486.46㎡でございます。青色の部分が新築する2棟の建築物でございます。黄色の部分が破碎施設でございます。当該施設の立地につきまして白岡町及び久喜市へ意見照会したところ、都市計画上支障ない旨の回答を得ております。県といたしましても、工業専用地域内にございますこの敷地の位置について、都市計画上支障ないものと考えております。

なお、本施設は一般廃棄物処理施設を併設しておりますので、今後開催されます白岡町都市計画審議会にて御審議いただく予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。特にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） 静かに考えておられる方もいらっしゃるのでは、もうちょっとお待ちください。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、特に御質問ないようですので、この議案第4953号の議案について採決をしたいと思えます。

本案について、都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、御異議ないものとして、本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

続きまして、同じような産業廃棄物処理施設の議案が幾つか続きますので、引き続きよろしくお願いたします。

議案第4954号、今度は深谷市ですね、都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてということで御説明をお願いします。

○幹事（建築安全課長） 続きまして、議第4954号「深谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明をさせていただきます。

議案書は44ページから47ページとなっております。敷地の位置は深谷市にございます。その敷地の位置について御説明させていただきます。画面中央の赤く塗りつぶした位置でございます。JR高崎線籠原駅から南西に3.3km地点の工業専用地域内に位置しております。拡大図を御覧ください。敷地の位置は赤く塗られた深谷市折之口字稜威ケ原2007番1ほか9筆でございます。既存工場を用途変更し、廃タイヤの破碎施設を新たに設置するものでございます。

なお、敷地は熊谷市との行政界に近い位置となっております。車両の進入路につきましては、敷地の北側の市道I-160号線及び西側の市道I-129号線を利用する計画でございます。

続きまして、施設配置について御説明いたします。画面上部が車両の出入り口となります。幅員6.7mの市道I-160号線でございます。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は5,257.97㎡でございます。青色の部分が用途変更する6棟の既存建築物でございます。黄色の部分が破碎施設でございます。当該施設の立地について深谷市及び熊谷市へ意見照会したところ、都市計画上支障ない旨の回答を得ております。県といたしましても、工業専用地域内にございますこの敷地の位置について、都市計画上支障がないものと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。用途的には工業専用地域の中ということで。よろしいですかね。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、この議案第4954号につきまして採決を行いたいと思います。

本案について都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、御異議ないものとして、本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

続きまして、今度は羽生市でございます。議案第4955号「羽生都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」について議案説明をお願いいたします。

○幹事（建築安全課長） 続きまして、議案第4955号「羽生都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明させていただきます。

議案書は50ページから53ページとなっております。敷地の位置は羽生市でございます。その敷地の位置について御説明させていただきます。画面中央の赤く塗りつぶした位置でございます。東武伊勢崎線羽生駅から東に2.5km地点の工業専用地域内に位置してございます。拡大図を御覧いただきたいと思っております。敷地の位置は赤く塗られた羽生市大沼1丁目14番ほか4筆でございます。既存工場を用途変更し、建物の内装材である壁紙等の破碎施設を新たに設置するものでございます。車両の進入路につきましては、敷地の南側の県道羽生栗橋線を利用する計画でございます。

続きまして、施設配置について御説明いたします。画面左側が車両の出入り口となります。幅員25.04mの県道羽生栗橋線でございます。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は1,897.22㎡でございます。青色の部分が用途変更する1棟の既存建築物でございます。黄色の部分が4基の破碎施設でございます。当該施設の立地につきまして羽生市へ意見照会したところ、都市計画上支障ない旨の回答を得ております。県といたしましても工業専用地域内にございますこの敷地の位置について、都市計画上支障ないものと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（谷口） それでは、ただいまの説明に関しまして御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、この議案、4955号について採決を行います。

本案について都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） ありがとうございます。

それでは、本案は都市計画上支障がないということで認めさせていただきます。

次は、川島町でございます。議案第4956号「川越都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、御説明をお願いします。

○幹事（建築安全課長） 続きまして、議案第4956号「川越都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を御説明させていただきます。

議案書は56ページから59ページとなっております。敷地の位置は川島町でございます。その位置について御説明させていただきます。画面左側の赤く塗りつぶした位置でございます。圏央道川島インターチェンジから北西に3.1km地点の工業専用地域内に位置してございます。拡大図を御覧ください。敷地の位置は赤く塗られた川島町大字戸守字仙元前436番1ほか9筆でございます。既存工場の用途変更とあわせて増築を行い、自動販売機や自動車などの破碎施設を設置するものでございます。

なお、1級河川越辺川より西側は坂戸市となっております。

車両の進入路につきましては、敷地東側の県道岩殿観音南戸守線を利用する計画でございます。

続きまして、施設配置について御説明いたします。画面上側が車両の出入り口となります。幅員11.5mの県道でございます。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は1万8,728.19㎡でございます。青色の部分が用途変更する12棟の既存建築物でございます。赤色は新たに増築する部分でございます。黄色の部分が破碎施設でございます。当該施設の立地について川島町及び坂戸市へ意見照会したところ、都市計画上支障ない旨の回答を得ております。県といたしましても工業専用地域内にございますこの敷地の位置について、都市計画上支障ないものと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口） ありがとうございます。

何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○後藤委員 これまでの案件は青い建築物と示されたものの中に黄色い対象処理施設が描かれていたのですが、今回はこれはどのように理解したらいいのでしょうか。露天にあるということですか。

○幹事（建築安全課長） 破碎処理施設、左のほうを見ていただきますと、そこに2次破碎施設がございます。右のほうにいきますと1次破碎施設がありまして、そこにクレーンで資材を投入いたしまして1次破碎をする。1次破碎をしてベルトコンベヤーで第2次破碎に持っていくということでございます。これをあわせて1基という形で考えております。露天というんでしょうか、建屋はありません。

以上です。

○議長（谷口） 御質問の趣旨としては建物がなくても環境上大丈夫でしょうかというニュアンスかなと思うのですが、そのあたり大丈夫と理解してよろしいですか。

○幹事（建築安全課長） それについては大丈夫ということで理解しております。

○議長（谷口） ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○須田委員 須田でございます。おくれて参りまして申しわけありません。

これについてはいいと思いますけれども、ちょっと書き方で56ページのこの表の中の処理施設概要というのがありますね。破碎施設1基、破碎施設、次に廃プラスチック類処理能力387.74 t／日、これ大変大きな処理施設だと思うんですが、廃プラスチック類というふうに書いてありますが、実態は先ほどお話あったように自販機等を壊す施設なんだろうと思うんですね。だから廃プラスチック類と書いてしまうと、何かプラスチックを簡単に何かつぶすみたいに思われますけど、私そうじゃないと思うんです、この施設はね。だから書き方で、もうちょっと何というんでしょうかね、相当の音が出ますよ。ですからちょっと書き方が果たしてこれでいいのかどうか、指摘をしたいんですけど。

○議長（谷口） はい、御回答をお願いできますでしょうか。

○幹事（建築安全課長） この施設は既存施設で既に産業廃棄物処理施設を過去からやっております。ただ51条のただし書きによるような案件ではなくて、今回第1次破碎のところで機械を入れかえまして、それが240 tから387.4 tになったということで、それが容量がアップしたということと増築があったということで、51条の許可が必要となったものです。実際には鉄くずですとか、そういうのもあるんですけども、鉄くずにつきましては建築基準法で特に51条の許可が必要ないので、許可が必要な施設のみ載せたということでございます。

○議長（谷口） よろしいですか、須田委員さん、御指摘のようにほかの案件に比べると処理能力非常に高いですね、387 t、実際にこれ能力なので、その量だけが実際に処理されるかどうかはわからないですけども、こういう書き方に、廃プラスチック類というふうな分類で書くようになっていくということなんですかね、こういうものは。

○幹事（建築安全課長） 51条の中に建築基準法で許可をとる必要がある施設が規定されており、今回廃プラスチックが許可対象になるということで理解しております。そういう意味で廃プラスチックの破碎が51条の対象の施設ですということで書かさせていただきました。

○議長（谷口） はい、須田委員さん、いかがですかね、今の議論で。

○須田委員 それはわかるんですけども、この破碎施設、廃プラスチック類処理能力と、こういう書き方がね、私は破碎施設って、これ387 t破碎できるといったら物すごい施設だと思うんですよ。ですから破碎施設といったって、確かに廃プラスチックもやるんだといっても、今廃プラスチックの破碎じゃなくて、ここは恐らく、想像ですけども、相当の鉄くず、自販機等を相当の音を出して壊しているんだろうと思うんです。そういう破碎施設だと思うんですよ。だからこの破碎施設、

廃プラスチック類って書いちゃうと、何か簡単な施設みたいに感じますけど、破碎施設の、何ていうんでしょうかね、今回工業専用地域だから問題ないんですが、よろしいんですけれども、書き方としてもうちちょっとわかりやすく書けないのかなというのをちょっと提案させていただいたんですけど、工夫はできないんでしょうか。

○幹事（建築安全課長） 工夫します。今回についてはこういうふうに書かさせてもらいました。次回以降どうやって表現したらわかりやすくなるのかというのを考えさせていただいて検討させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（谷口） 一応ここでの審議の対象自体は、都市計画上ここに、敷地の中に、ここに置くことにおいて支障があるかどうかということが審議の対象でございますので、その観点からいくと須田委員さんの御意見としては位置としては支障がないというふうに、そういう御了解でよろしいですか。

○須田委員 書き方だけ。

○議長（谷口） ほかの委員さん、何か御意見お持ちですか。

○議長（谷口） よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」「わかりました」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、今の御意見も踏まえて今後の表現も考えていただくということで、この議案第4956号ですね、これに関して採決を行いたいと思います。

本案について、都市計画上支障がないと認めることで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、御異議ないものとして、都市計画上支障がないとお認めすることといたします。

はい、お疲れかと思えますけれども、最後の議案になりますので、よろしくお願いいたします。

議案第4957号でございます。狭山都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置でございます。御説明よろしくお願いいたします。

○幹事（狭山市建築審査課長） 狭山市の建築審査課長の吉野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第4957号「狭山都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を御説明させていただきます。

本議案は、敷地の位置が狭山市内のため、特定行政庁である狭山市より御説明させていただきます。

○議長（谷口） どうぞおかけになって。

○幹事（狭山市建築審査課長） 着席して御説明させていただきます。

議案書は62ページから65ページとなっております。前方のスクリーンで御説明いたします。敷地の位置は狭山市にあります。その敷地の位置について御説明させていただきます。画面中央の赤く塗りつぶした敷地の位置でございます。圏央道狭山日高インターチェンジの東側1kmの地点の工業専用地域内に位置しております。拡大図を御覧ください。敷地の位置は赤く塗られた狭山市広瀬台2丁目12番13でございます。食品工場からの食品廃水や金属加工工場からの切削排水等の汚泥の脱水施設を新たに設置するものでございます。車両の進入路につきましては、敷地の南側の市道F1131号線及び西側の市道F1133号線を利用する計画でございます。

続きまして、施設配置について御説明いたします。画面の下側が車両の出入り口となります。幅員12mの市道F1131号線でございます。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は838.40㎡でございます。青色の部分が新築する1棟の建築物でございます。黄色の部分が脱水施設2基でございます。狭山市といたしましても工業専用地域内にございますこの敷地の位置について、都市計画上支障はないものと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

扱う対象が今までと違いまして、今までは廃プラスチック等ですが、これは汚泥でございます。

特にございませんか。

須田委員さんお願いします。

○須田委員 これも審査の対象ではないんだろうと思いますけれども、都市計画法上こういうものがこの場所でいかどうかというのが審査の対象になると認識はしているんですけども、今御指摘あったように何かお聞きしてますと食品工場の汚泥だというようなお話ですけども、要するにどういうふうに脱水して処理して、それをどうするのがちょっとわからないんですね。参考までにその脱水処理して、その汚泥をどうするのかというのを御説明いただけたらありがたいんですが。

○幹事（狭山市建築審査課長） 食品工場等からの食品廃水汚泥等とか、金属加工工場からの切削排水汚泥等ですけど、これを脱水して最終的にはセメント工場に持って行って、セメントの原料としてリサイクルすることを基本として考えており、セメント工場で受け入れられないものは焼却処理をするというような計画になっております。

○議長（谷口） 恐らく御質問の趣旨としては、食品から出てくる汚泥ですので、例えば発酵臭がするとか、そういうふうなことというのはないという理解でよろしいんですか。そういうセメント工場に持っていくようなものにそういうものが、有機物が残っていたらそもそも使い物にならないので、今の御説明で大丈夫かなと思ったんですけども。

○幹事（狭山市建築審査課長） 基本的に有機物があってもセメント原料として受け入れられるものについては受け入れていく計画であり、セメント工場で受け入れられないとなると、焼却処理のほ

うに……

○議長（谷口） 持っていくということですね。

○幹事（狭山市建築審査課長） そういうことでございます。

○議長（谷口） 御質問の趣旨は、ここで何をするのかということですね。

○幹事（狭山市建築審査課長） 汚泥を受け入れたものを脱水して、脱水汚泥と廃水に分けて、廃水については基準を満たした上で下水に放流し、脱水汚泥についてはセメント工場等に持っていくというような中間処理をする工場でございます。

○議長（谷口） そういうことだそうでございます。

ほかに御質問ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、御質問等ないようでございますので、採決をしたいと思います。

本案について都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） ありがとうございます。

それでは、御異議ないものとして本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

以上をもちまして本日の審議はすべて終了でございます。御協力どうもありがとうございました。傍聴者の方々につきましては、事務局の指示に従って御退席をお願いすることになりますので、よろしく願いいたします。

委員の先生方、もう少々お待ちください。

よろしいですか。それでは、私はここで議長の任を解かせていただきまして、進行を事務局にお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

○事務局 どうもありがとうございました。また、委員の皆様方におかれましても本日は熱心な御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

また、本日配付させていただきました市街化区域と市街化調整区域との区分に関する見直しの要領、これにつきましては、この詳細につきましては、次回以降上程する議案の際に御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。

午後5時21分 閉 会